

# 第 1 章

## 計画の策定にあたって

---

### 1. 計画策定の背景および目的

我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える高止まりの状況が続き、国においては、平成18年10月に「自殺対策基本法（以下「基本法」という。）」が施行、平成19年6月には国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）」が策定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が推進されてきました。

これまでの取組みの成果もあり、平成24年には自殺者が3万人を下回り減少傾向にあるものの、いまだに2万人以上の方が自殺により亡くなるという非常事態が続いています。国として自殺対策はなお取り組むべき大きな課題であることから、平成28年3月に基本法を改正、市町村においても大綱及び地域の実情を勘案して自殺対策計画を定めることとされ、平成29年7月には新たな大綱が示されたところです。

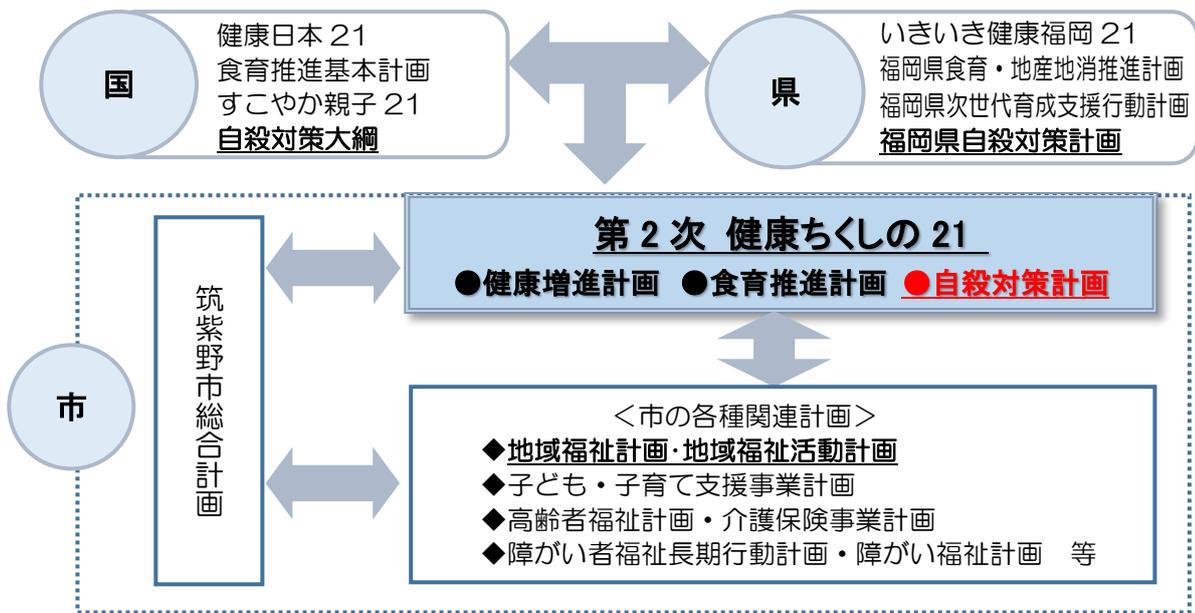
本市では、国の「健康増進法」等に基づき、平成28年度に「第2次健康ちくしの21」を策定し、こころの健康づくり分野において自殺対策の推進に取り組んでまいりました。

この度、国における基本法の改正や大綱の見直し、「第2次健康ちくしの21」の「こころの健康づくり」分野の経過、更には、最近の自殺を巡る状況等を踏まえて、「筑紫野市自殺対策計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

本計画では、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、みんなで生きることを支えるための取り組みを包括的に推進していくこととしています。

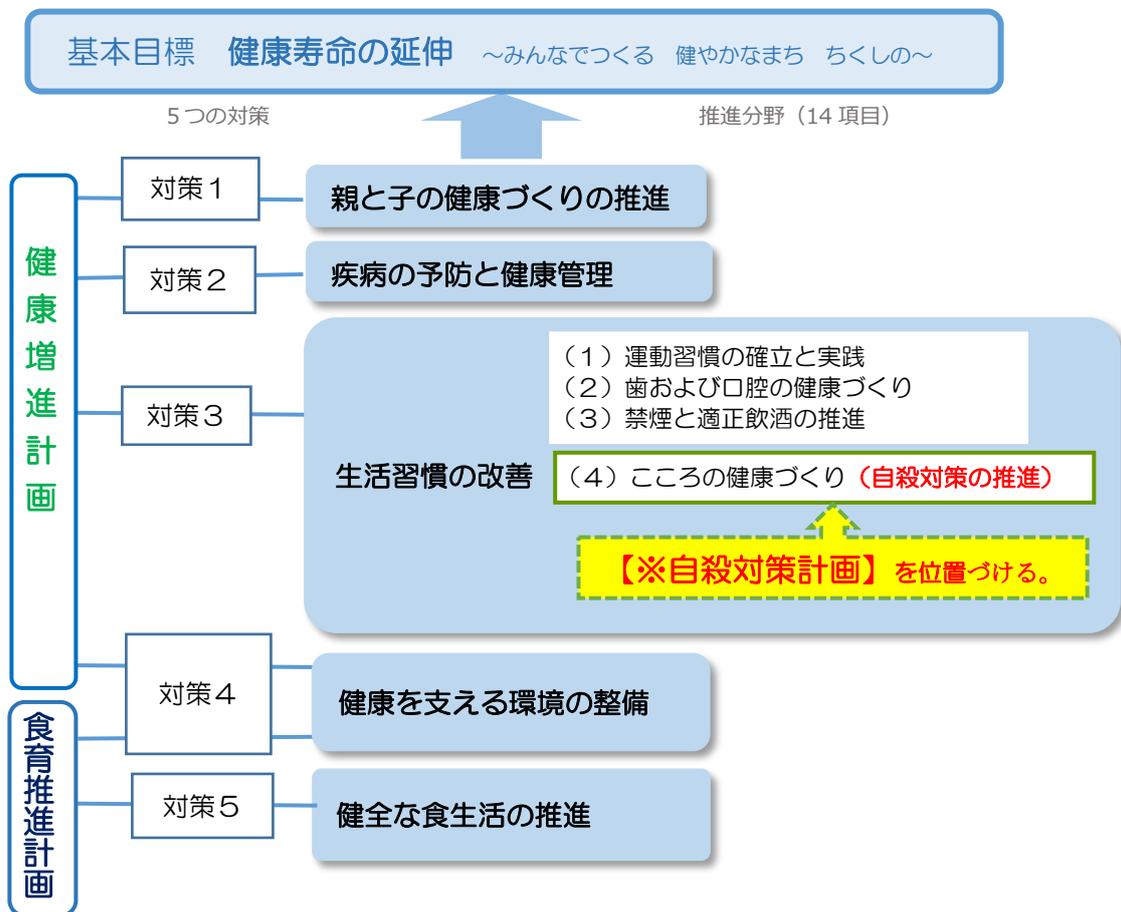
### 2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき、国の大綱及び本市の実情等を踏まえた自殺対策を推進するために策定するものであり、「第2次健康ちくしの21」の中に位置づけます。また、「筑紫野市総合計画」を上位計画とし、国・県および本市の関連計画等との整合性を図りながら計画を策定し推進します。特に、本市の地域福祉計画とは密接に関係しています。



●「第2次健康ちくしの21」計画の体系

本計画は、「第2次健康ちくしの21」の 対策3 生活習慣の改善（4）こころの健康づくり分野で展開します。このことから、「健康ちくしの21」計画は、「健康増進計画」、「食育推進計画」に加え、「自殺対策計画」も一体化した計画となります。



### 3. 計画の期間

本計画は、2019 年度を初年度とし、2023 年度を最終年度とする5年間の計画とします。ただし、国施策の動向などの社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

							(年度)
H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	2019	2020	2021	2022	2023 (最終評価)
◆「第2次 健康ちくしの21」計画							
「筑紫野市自殺対策計画」							

### 4. 計画の推進体制

#### (1) 筑紫野市健康づくり推進協議会

保健、医療、運動、食生活等の関係者や学識経験者、職域関係団体等で構成する「筑紫野市健康づくり推進協議会」の運営により、関係者間で協議を行い、総合的・効果的な自殺対策を推進します。

#### (2) 健康ちくしの21 推進委員会、自殺対策推進会議

庁内においては、すでに、「健康ちくしの21 推進委員会」の運営により、自殺対策も含めた健康づくりの推進に取り組んできました。さらに、推進体制の強化を図るため、「自殺対策推進会議」を新たに設け、関係課が一層の連携を深めながら、自殺対策を推進します。